

ヘルパー就業規則別表

第23条 関係 ヘルパー年次有給について

- 1、各月の月間勤務表で定められた所定勤務日(事業所の責に帰すべき休業日を除く。)について8割以上出勤した場合には、次の日数の年次有給休暇を与える。

所定勤務時間	週所定勤務時間	1年単位労働時間	勤務年数及び年次有給休暇						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満			5日以上	217日以上	7日	8日	9日	10日	12日
	4日	169日～216日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	121日～168日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	2日	73日～120日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	1日	48日～72日							

- 2、前項の休暇は原則として本人が請求した時季に与える。但し業務の都合によりやむをえない場合には、他の時季に変更させるときがある。
- 3、年休有給休暇の手当額は、1日7,200円とする

2、第27条 賃金

1、キャリアパス表

職位	職責・職務内容	任用要件	賃金評価	
上級	通常業務に加え後輩の指導ができる。 困難事例の対応ができる。	介護福祉士 実務者研修終了 5年以上	1,300～1,400円 /時間	介護福祉士 手当 3,000円/月 実務者研修修了者手当 1,000円/月
中級	自立して通常の介護業務ができる 訪問介護計画書に沿った適切なサービスの提供ができ、記録・報告・相談ができる。	介護職員初任者研修 ヘルパー1・2級研修終了者 3年以上	1,200～1,300円 /時間	
初級 (初任)	指導受けながら日常の介護業務が出きる ルールを守り、記録・報告・相談ができる。 仕事の内容を理解している。	介護職員初任者研修 ヘルパー1・2級研修終了者 3年未満	1,000～1,200円 /時間	

2、賃金及び手当一覧

項目	金額	備考
①基本給	1,000～1,400 円/時間	
②通勤手当 ・交通費	25 円/k m	
③研修手当	900 円/時間	ヘルパー定例会 利用者別カンファレンス・外部研修等
④資格手当	介護福祉士 3,000 円/月 実務者研修修了者 1,000 円/月	介護職員処遇改善加算・福祉人材処遇改善加算を原資とする。
⑤処遇改善手当	100 円/時間	介護職員処遇改善加算・福祉人材処遇改善加算を原資とする。
⑥土日祝日勤務手当	基本給×0.25/時間	介護職員処遇改善加算・福祉人材処遇改善加算を原資とする。
⑦車両手当	5 円/km	介護職員処遇改善加算・福祉人材処遇改善加算を原資とする。
⑧賞与	就業規則に準ずる。	介護職員処遇改善加算・福祉人材処遇改善加算を一部原資とする。
⑨休業手当	利用者の都合その他事業所の責に帰すべき事由により勤務ができなくなった場合は、その時間数の 60%に応じた基本給を補償	

< 附則 >

令和 1 年 9 月 1 日より開始

令和 3 年 4 月より追加・変更

③ 研修手当 800 円⇒900 円へ

④ 新規追加

⑧ 新規追加